

## 所沢市議会基本条例の一部を改正する条例

所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第28条（見出しを含む。）中「災害時」を「災害時等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 災害時等における議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割並びに議会機能の継続及び回復に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。